

# 都市計画法第 29 条許可申請書類一覧【小規模自己業務用施設】 R6. 3.1版

この表は、自己業務用施設の建築を目的とする開発行為であって、かつ、開発区域の面積が 1,000㎡ 未満のものに適用します。

No	書類区分	作成要領等	
1	開発行為許可申請書	省令別記様式第 2 を使用してください	
2	委任状 [署名又は記名押印のあるもの]	代理人に手続きを委任する場合に提出してください	
3	設計説明書	市規則様式第 4 号を使用してください	
4	事前調査表	市規則様式第 7 号を使用してください	
5	開発行為同意書	開発行為の妨げとなる権利を有する者(申請者を除く)が存在する場合に提出してください 市規則様式第 8 号を使用してください	
6	事業計画書	事業概要書	施設の名称、業種、事業の規模、営業時間等を記載してください
		収支内訳書	見込額で算出した収支内訳を記載してください
		販売・提供品目一覧表	販売品目(メニュー)、料金表等を記載してください
		雇用計画書	特定の資格を有する者の雇用が必要な施設の場合は、当該有資格者との雇用契約書の写し及び当該有資格者の住民票抄本の原本を添付してください
		その他添付書類	会社登記簿謄本の原本又は会社定款の写し(個人の場合は、住民票抄本の原本)
7	開発区域内の土地の登記事項証明書	全部事項証明書(発行後 3 ヶ月以内の原本)を提出してください ※ 登記情報提供サービスで取得したものは不可	
8	開発区域内の土地の公図の写し	発行後 3 ヶ月以内の証明原本又はその写しを提出してください ※ 写しには、転写場所、転写日及び転写者の氏名を記載してください ただし、登記情報提供サービスで取得したものにあっては、取得方法、取得日、方位、縮尺及び取得者の氏名を記載してください	
9	位置図(開発区域位置図)	都市計画図(縮尺 1/25,000 程度)に開発区域の位置を図示するとともに、図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください	
10	案内図(開発区域区域図)	都市計画図、住宅地図等(縮尺 1/2,500 以上)に開発区域の区域を図示するとともに、図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください	
11	地積測量図又は求積図	図面の縮尺は 1/100 程度とし、作成者の氏名を記載してください	
12	設計図等(兼用可)	(1) 現況図	地形、開発区域の境界標及び境界線、開発区域内外の現況地盤の高さ、既存の建築物その他工作物の用途、位置、形状及び構造、周辺の公共施設の位置及び形状その他審査上必要な事項を記載してください
		(2) 土地利用計画図	開発区域の境界標、境界線及び境界線の名称、出入口の位置並びに駐車スペースの位置及び形状、開発区域内の計画地盤の高さ、予定建築物の用途、形状、構造、階数、建築面積、延べ面積及び最高の高さ、周辺の公共施設の位置及び形状(道路にあっては、形状、幅員、道路法上の認定番号及び建築基準法上の種別)その他審査上必要な事項を記載してください ※ 道路の種別が建築基準法第 42 条第 2 項の道路である場合は、道路後退線(セットバックライン)も図示してください
		(3) 排水施設設計画平面図	開発区域の境界線、排水施設の位置、形状、経路、水の流れの方向、放流吐口の位置及び放流先の名称その他審査上必要な事項を記載してください ※ 合併浄化槽を設置する場合、人員算定式を記載してください ※ 放流先がなく開発行為の内容が質のみの変更である場合、合併浄化槽処理水にあっては蒸発散槽による宅内処理可(重力浸透による処理は不可) ※ 雨水排水にあっては所定の浸透樹(4 ヶ所以上)による宅内処理可
		(4) 給水施設設計画平面図	排水施設設計画の内容に応じて、主要な排水施設の構造図(合併浄化槽にあっては、型式適合認定書並びに別添仕様書及び図面)を添付してください 開発区域の境界線、給水施設の位置、形状、経路、水の流れの方向、取水の位置及び取水先の名称その他審査上必要な事項を記載してください
		(5) 建築物の各階平面図及び立面図	各階平面図にあっては、予定建築物の間取(レイアウト)、各室の用途、構造、建築面積、各階床面積、延べ面積その他審査上必要な事項を記載してください 立面図にあっては、4 方向から作成するものとし、看板の位置、予定建築物の各部分の高さその他審査上必要な事項を記載してください
		(共通事項)	各図面の縮尺は 1/100 程度とし、それぞれ図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください
13	公共施設関係法令の許可書の写し	道路法の許可書の写し、法定外公共物管理条例の許可書の写し 等	
14	許可基準等に応じて必要な図書	→ 裏面参照	
15	その他審査上必要と認める書類	申請書類の受付後にも現地調査を行った上で追加書類の提出を指示することがあります	

注1. この表は、申請書類とこれに最低限必要な記載事項を一覧にまとめたものであり、上記及び裏面の記載事項以外の事項についても記載が必要な場合は現地調査を行った上で補正を指示することがあります

注2. 開発行為許可申請書及び添付図書(事前調査表を除く)は、正・副 2 部を提出してください

注3. 様式は、市公式ウェブサイトからダウンロード可(☞ 検索サイトで「桜川市 開発許可」で検索)

## 〈 裏 面 〉

### 1. 許可基準に応じて必要な図書【地区計画の区域内の場合(敷地面積の過半が含まれる場合を含む)は原則不要】

No	書 類 区 分	作 成 要 領 等
1	法第34条第1号(第9号)に該当する店舗等を建築する旨の申立書	都市計画法第34条第1号又は第9号に該当するものとして申請する場合に提出してください 市様式第3号を使用してください
2	連たん図	許可基準のなかに建築物の連たん要件がある場合に提出してください 住宅地図の写しに方位及び縮尺を記載し、連たん家屋を図示してください この場合において、住宅にあっては、戸数番号を図上に記載してください 連たん家屋の敷地相互間の距離が大きい場合は、図上に距離を記載し、必要に応じて都市計画図(縮尺1/2,500)等を添付してください 図面には、図面のタイトル及び作成者の氏名を記載してください
3	申請者の出身の状況がわかるもの	許可基準のなかに申請者の出身要件がある場合に提出してください 申請者又は親族の戸籍謄本及び戸籍の附票(いずれも発行後3ヶ月以内の原本)を提出してください
4	開発区域内の土地の取得状況がわかるもの	許可基準のなかに土地の取得要件がある場合に提出してください 贈与証の写し、売買契約書の写し、借地契約書の写し等 ※ いずれも収入印紙を貼付したものの写しを提出してください ※ 都市計画法第34条第1号に該当するものとして申請する場合、借地契約は10年以上の借地期間が設定されていることが要件となります

### 2. 排水計画又は造成計画の内容に応じて必要な図書

No	書 類 区 分	作 成 要 領 等
設 計 図 等 (兼 用 可)	(1) 雨水排水流量計算書	雨水排水を開発区域外に放流する場合又は開発行為の内容が質のみの変更でない場合、雨水排水施設計画平面図にはその裏付けとなる雨水排水流量計算書を添付してください
	(2) 造成計画平面図	開発区域の境界標及び境界線、切土又は盛土の部分、現況地盤及び計画地盤の高さ、がけの位置及び高さ、擁壁の位置、高さ及び寸法、道路の形状、幅員及び勾配その他審査上必要な事項を記載してください
	(3) 造成計画断面図	高低差の著しい箇所について作成してください 切土又は盛土の前後の地盤面を記載してください
	(4) がけの断面図	開発行為による形の変更(高さ1.0m超の盛土又は高さ2.0m超の切土若しくは切盛土)で生ずるがけについて作成してください がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上である場合は、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、切土又は盛土の前の地盤面、がけ面の保護の方法その他審査上必要な事項を記載してください ※ 擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項の記載を省略可
	(5) 擁壁の断面図	高さ50.0cm超の擁壁を築造する場合に作成してください 擁壁の高さ、材料、寸法及び勾配、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎杭の位置、材料及び寸法その他審査上必要な事項を記載してください ※ 高さ1.0m超の擁壁を築造する場合は、構造計算書の添付が必要となります
	(共通事項)	(2)及び(3)の図面の縮尺は、1/100程度としてください (4)及び(5)の図面の縮尺は、1/50以上としてください 各図面には、それぞれ図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください

#### 参考情報

申請手数料は、13,000円です	※ 申請手数料は、申請時に必ず持参してください ※ 申請手数料の納付がなければ、申請書類の受付はできません
------------------	--